コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE
Funai Soken Holdings Incorporated

最終更新日：2015年3月3日
株式会社船井総研ホールディングス
代表取締役社長　グループCEO　高嶋　栄
問合せ先：経営管理本部　06-6232-0130
証券コード：9757
http://hd.funaisoken.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、遵法経営の実施及び株主利益の極大化を主たる目的として、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。
当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るために、社外取締役の選任による取締役会の客観性・妥当性の確保、過半数以上を社外監査役で構成された監査役会による取締役会の適法性監査、役員の選任及び役員報酬の算定については透明性・客観性を確保するため半数を社外役員または外部見識者で構成された取締役会の諮問機関である指名委員会・報酬委員会の設置、経営と執行の分離及び業務執行の機動性を確保するため執行役員制度の導入を実施しております。
その他に、当社ではディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの重要な柱と位置付けており、法令等に基づく開示、会社説明会の開催、機関投資家やアナリストとの個別ミーティングの実施等により、当社及び当社企業集団の現状のみならず今後の事業戦略についても、迅速かつ正確なディスクロージャーに努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社船井本社	3,157,322	11.17
株式会社三井住友銀行	1,084,446	3.83
船　井　　和　子	937,501	3.31
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A／C NON TREATY	823,600	2.91
船井総研グループ従業員持株会	621,990	2.20
日本生命保険相互会社	590,000	2.08
船　井　　勝　仁	587,200	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	541,800	1.91
本　告　　正	520,000	1.84
船　井　　孝　浩	494,200	1.74

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
炭谷　太郎	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
炭谷　太郎	○	主な略歴といたしましては、元さくら銀行（現（株）三井住友銀行）の取締役及び元大和証券エスエムビーシー（株）（現大和証券（株））の専務取締役並びにエスキューブ・キャピタルアドバイザーズ（株）のマネージング・ディレクターでありました。現在においては一般社団法人交詢社の常務理事であります。	【社外取締役に選任している理由】 金融機関出身者及び企業経営者としての豊富な経験と識見を活かし、当社の経営に対して提 言をいただくためであります。 【独立役員に指定した理由】 当社の主要取引銀行である三井住友銀行におい いて過去在籍しておりましたが、独立役員として指定した平成22年3月時点においては、同行を退職してから既に8年以上が経過しております。また、当社における同行からの借入金残高は私募債も含め総資産に占める割合が2.7%と僅少であり、同行による当社のコーポレート・ガバナンスに対する影響はないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は社長直轄の内部監査室(1名)が担当しております。内部監査室では年間計画を期初に立案し、年間を通じ整斉とした監査を行っております。内部監査の結果は、代表取締役社長に監査報告を具申し、内容を検討し、改善指示書を作成の上、改善案を実行する体制となっております。なお、監査対象には子会社も含んでおり、必要に応じて臨時の監査も行なっております。
監査役会は、取締役会と連動して毎月1回開催され迅速かつ公正な監査体制がとられており、会計監査人と監査方針及びスケジュール等の打合せ及び相互の情報交換を行い、監査の実効性を高める工夫を行っております。また、全部署の業務につき、常勤監査役(1名)を中心に計画的・

網羅的監査が実施されております。さらに、会計監査人による会計監査の結果は監査役会にも報告され、内部統制の指摘事項等につき改善がなされているか随時監査できる体制をとっております。
当社の内部監査室、監査役会、会計監査人及び内部統制室は必要に応じ相互に情報の共有及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上及び内部統制機能の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中尾　篤史	公認会計士													
小林　章博	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中尾　篤史	○	公認会計士・税理士 CSアカウンティング株式会社　専務取締役	【社外監査役に選任している理由】 公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の経営に対して提言していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。 【独立役員に指定した理由】 一般株主と利益相反の生じるおそれがないため。
小林　章博	○	弁護士 中央総合法律事務所　京都事務所　代表	【社外監査役に選任している理由】 弁護士としての豊富な経験と識見を活かし、当社の経営に対して提言していただくためであります。 【独立役員に指定した理由】 一般株主と利益相反の生じるおそれがないため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上及び株価上昇に対する意識を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社取締役及び執行役員に対し、中期的な観点で業績や株価を意識した経営を動機づけるため、また、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
当社従業員及び子会社取締役並びに従業員に対し、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的
として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年12月期における取締役及び監査役に対する報酬等の総額は以下のとおりであります。
取締役（社外取締役を除く。） 7名 159,371千円
監査役（社外監査役を除く。） 1名 13,680千円
社外役員 3名 11,850千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、報酬委員会において検討・審議し、取締役会において協議、決定しております。
各取締役の報酬等については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、報酬委員会において総合的に勘案し、その審議結果及び答申を踏まえ、代表取締役社長が取締役会に諮って決定しております。
監査役の報酬等については、監査役報酬等の限度内で算定しており、報酬委員会において検討・審議し、その審議結果及び答申を踏まえ、監査役が協議、決定しております。
なお、役員報酬の透明性及び客観性を確保するために、平成22年１月より報酬委員会を設置しております。報酬委員会は社内役員２名、社外役員２名の計４名で構成されており、役員報酬の決定方針及び個別の役員報酬について審議を行い、代表取締役社長及び監査役に答申しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会資料について、事前配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要
当社は、社外取締役の選任、監査役会による監査、取締役会の諮問機関として指名委員会・報酬委員会の設置及び執行役員制度の導入を実施しております。

2. 会社の機関の内容
（1）取締役会
取締役会は、現在において取締役８名(うち社外取締役１名)で構成されており、当社運営に関しては取締役会で専門的かつ多角的な検討がなされており、その上で迅速な意思決定が行われております。また、コーポレート・ガバナンスを充分に機能させるためには、社外の有識者の見識が不可欠と判断し、社外取締役１名を招聘しております。

（2）監査役会
当社では、従来より監査役による監査を行っており、過去の実績を勘案した結果、経営に関する意思決定及び業務執行について有効な監視及び監査がなされているとの判断から、監査役会設置会社の体制をとることといたしました。監査役会は、現在において３名(うち社外監査役２名)で構成されており、うち１名は常勤監査役であります。全監査役は取締役会に出席しており、取締役会への監視機能を強化しております。なお、社外監査役２名のうち１名は弁護士であり、コンプライアンス分野における監査をお願いしております。

（3）指名委員会、報酬委員会
当社では、コーポレート・ガバナンスの向上を図るために、取締役会の諮問機関として、取締役及び監査役候補者の決定を行う指名委員会と、役員等の報酬の算定を行う報酬委員会を平成22年１月１日に設置いたしました。両委員会とも透明性及び客観性を確保するため、社外役員を委員に迎え入れております。指名委員会においては委員４名のうち社外役員２名、報酬委員会においては委員４名のうち社外役員２名であります。

（4）業務の執行体制
当社では、取締役会の意思決定並びに業務執行の監督機能と、各事業本部の業務執行機能を峻別するため、執行役員制を導入しております。取締役会で決定された方針に従い執行役員は、日常業務の執行にあたっております。なお、当社では取締役会とは別に執行役員で構成された執行役員会を月に１回開催し業務の執行状況を報告し、また監視できる体制をとっております。

3. 会計監査の状況
平成26年12月期については会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおります。当社と同監査法人及び同監査法人の業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき特別の利害関係はありません。

・平成26年12月期の業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名
川崎洋文　有限責任監査法人トーマツ
南方得男　有限責任監査法人トーマツ

・平成26年12月期の監査業務に係る補助者の構成
監査業務に係る補助者は、監査法人の選定基準に基づき決定されており、具体的には、公認会計士及び会計士試験合格者を主たる構成員とし、
システム専門家等その他の補助者も加えて構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

（1）社外取締役を選任することにより、取締役会における客観性・妥当性を確保しております。
（2）過半数以上を社外監査役で占める監査役会により、取締役会の監督・監査機能の強化を図っております。
（3）役員の選任及び役員報酬の算定について透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関である指名委員会・報酬委員会を設置し、両委員会ともに委員の半数を社外役員または外部見識者としております。
（4）経営と進行の分離及び業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早期発送することに努めており、平成25年12月期の株主総会においては、総会開催日は3月29日で、招集通知は3月12日（法定期日の3日前）に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は12月31日であり、当初より他の上場会社の定時株主総会と同一の日を回避した株主総会の開催が可能であります。また、多くの株主の皆様にご参加いただけるよう、土曜日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成21年12月期より、三菱UFJ信託銀行株式会社が運営するインターネット議決権行使ホームページ（パソコン及び携帯電話）を利用する議決権行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成21年12月期より、株式会社ICJが運営する機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームも利用が可能となっております。
その他	株主の皆様へ早期の情報提供を図るため、平成21年12月期より定時株主総会における招集通知及び決議通知を当社のホームページに掲載しております。 また、株主総会開催場所を交通アクセスのよい市街エリアに設定しております。 さらに、株主総会では事業報告及び計算書類の内容について映像を用いて報告させていただいております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	少なくとも年1回以上開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	少なくとも年2回以上開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、決算概要書（決算説明会資料）、株主総会の招集通知・決議通知、金融商品取引所への適時開示資料・任意開示資料及び各種IR情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート・コミュニケーション室を設置しております。 担当役員・・・取締役専務執行役員コーポレート・コミュニケーション　大野　潔	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「人・企業・社会の未来を創る」というグループ理念に基づき、船井総研グループに関わる人・企業、そして社会に対して、より良い未来を提案し、その実現を全力でサポートしてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境ISO取得などの環境分野に関するコンサルティング活動を幅広く行っており、それらの活動の成果により社会に貢献し、社会の発展に結実する経営を目指しております。 また、当社グループでは一般財団法人船井財団を通じて「グレートカンパニーづくり」の推進や社会貢献活動を実施してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制システムの整備の状況
当社グループは「人・企業・社会の未来を創る」というグループ理念と「仕事を通じて、人と企業を幸せにする常に社会に必要とされるグループ経営
をめざす」というグループビジョンを当社グループの役員、従業員によって具現化するべく、適切な組織の構築、社内規程・ルール等の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを行う体制として内部統制システムを整備、維持します。これを適宜見直し、改善していくことで業務の適正性を確保します。

2．内部統制システム構築の基本方針
（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ　当社グループは社会的責任に対する基本姿勢を示す「グループコンプライアンス規程」及び「グループ企業倫理行動憲章」を制定し当社グループの役員、従業員が法令、社内規程・ルール等に従い、高い倫理観を持ち良識ある行動をとれるよう、その基準を明確にするものとする。
ロ　当社グループは適切な内部統制システムを構築し、運用、指導できるよう内部統制室を当社内に設置しています。また、当社及びグループ会社の業務執行が法令、社内規程・ルール等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提案を行うため、社長直轄の内部監査部門として内部監査を設置し、当社及びグループ会社の内部監査を行うものとする。
ハ　取締役は、重大な法令違反その他法令、社内規程・ルール等の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告することとする。
ニ　当社グループに従事する者からの違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するため「ホットライン」を整備するなど、コンプライアンス体制の整備・充実に努めることとする。
ホ　当社グループは社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人や団体には断固たる態度で臨む。

（2）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ　取締役の意思決定や職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとする。
ロ　組織的かつ効率的な業務遂行のために、各組織、各職位の責任と権限の体系を明確にした「グループ職務権限基準」を制定するものとする。
ハ　取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任し業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図ることとする。
ニ　当社グループの事業活動の総合調整と業務執行状況の確認、意思統一を図る機関として「経営会議」を設置し、当社グループ内の重要事項について審議することとする。
ホ　事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各グループ会社・各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期した業績目標の達成を図る。

（3）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
イ　取締役の職務執行に関する決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「文書管理規程」、「機密文書管理規程」に基づき適切に保存することとする。
ロ　情報の保護については当社グループの共通として「情報セキュリティ管理規程」を整備し、重要度に応じた閲覧権限の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置などについて役員、従業員に対して周知徹底を図ることとする。

（4）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ　企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置し、重点対応リスクを抽出したうえ具体的な対策を講じる等、当社グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努める。
ロ　当社グループの損失の危険の管理に関して「グループ危機管理規程」を整備し、損失防止の管理体制を強化する。

（5）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ　グループ各社における経営については、その自主性を尊重しつつ、当社グループの「グループ理念」と「グループビジョン」に示される基本的な考えを共有することとする。
ロ　経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社からグループ会社に取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、グループ会社との情報交換及び協議を行うため「グループシナジーミーティング」を開催することとする。
ハ　グループ会社に対する調査・監査実施の体制として、監査役、会計監査人による監査に加えて内部監査も実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保することとする。
ニ　グループ会社の業務運営等を管理するため「グループ経営管理規程」を制定することとする。
ホ　グループ会社における経営の健全性の向上及び業務の適正の確保に必要なときは、「グループ職務権限基準」に従い、グループ会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とする体制を整備することとする。

（6）当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ　取締役は、監査役の求めがあれば、従業員を監査役の職務の補助に従事させ、監査役補助者が所属する監査室を設置することとする。
ロ　監査役補助者は、監査役の職務の補助に専従するものとし、補助者の人事異動、人事考課については、予め監査役の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保することとする。

（7）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
イ　監査役は「取締役会」、「経営会議」等の重要な会議に出席し、経営の状況や意思決定のプロセスについて常に把握し監査を行うこととする。
ロ　監査役に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、ホットラインに寄せられた情報等について、求めに応じて取締役及び使用人に迅速かつ有効に報告がなされる体制を整備することとする。
ハ　監査役に対しては、内部監査より内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、監査役は必要に応じて内部監査に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。

（8）監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項
イ　監査役の過半数は社外監査役とし、監査の透明性を担保するとともに、監査役は代表取締役、取締役と必要に応じ会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役、取締役との相互認識を深めることとする。
ロ　監査役は、会計監査人及び内部監査と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行うこととする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、その社会的責任における重要性を鑑み、反社会的勢力と一切の関係をもたないことを規範とし、当社「コンプライアンス規程」において、その行動指針を定めており、当社社員は「コンプライアンス規程」の行動規範に則り、指針に定められた行動をとることを入社時に誓約している。また、当社では、反社会的勢力を排除するための法的制度と社内制度の整備、早期情報把握のための危機管理制度の整備、有事の際の担当部署設置と経営トップを含めた全社的対応の徹底を図っている。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況
（1）危機管理制度を定め、組織として「リスク管理委員会」を設置し、早期情報把握に努めている。また、管轄部署を総務部とし、これらの情報把握に基づく、迅速な経営トップへの報告、対処の体制を構築している。また、これらの制度徹底のため、危機管理マニュアルを社員手帳に明記している。
（2）この制度をもとに、社内事案の早期把握に基づいた情報の一元管理を実施し、顧問弁護士及び警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断する。
（3）当社の業務受託時における受託規約の中に、反社会的勢力の排除の条項を記載し、明文化している。
（4）当社の与信管理規程の中で反社会的勢力を排除することの条項を定めるとともに当該規程に基づき与信管理制度を運用している。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. リスク管理体制の整備状況
当社は損失の危険の管理を含めた危機管理を行う全社横断的な組織として、リスク管理委員会を設置しております。各主要部門の担当取締役、執行役員及び従業員を中心に構成され、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応策を検討、実施しております。

2. 適時開示体制の概要
(1)決定事項に関する情報
重要な決定事項につきましては、原則として毎月1回開催しております取締役会において決定する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催することで、迅速な決定を行える体制を整えております。決定された重要事実については、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従いまして、開示が必要であるか否か経営管理本部で検討し、開示が必要と判断されたときは、経営管理本部を通じて迅速に開示するよう努めております。また、必要に応じて会計監査人や弁護士とのアドバイスを受け正確かつ公平な会社情報を開示するよう努めております。

(2)発生事実に関する情報
重要事実が発生した場合は、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに経営管理本部に情報が集約され、経営管理本部を通じ経営会議、取締役会に報告がなされます。同時に経営管理本部では、当該情報の内容の検討を行い、開示が必要と判断されたときは、経営管理本部を通じて迅速に開示するよう努めております。また、必要に応じて会計監査人や弁護士とのアドバイスを受け正確かつ公平な会社情報を開示するよう努めております。

(3)決算に関する情報
決算に関する情報については、経営管理本部において、できうる限りの迅速さをもって決算財務数値を作成し、会計監査人による監査、監査役による監査をうけ、最終的に決算に関する取締役会において承認を受け、取締役会当日に決算情報の開示を行っております。なお、監査役は取締役会に出席するとともに、随時期中の取引に目を配っていただいております。これにより、正確かつ公平な会社情報を開示するよう努めております。

(4)その他
公表した発表資料は当社ホームページに掲載する等、積極的なディスクロージャーを行っております。また、経営管理本部及びコーポレート・コミュニケーション室において、当社グループのIR情報等を立案し、開示しております。

【当社のコーポレート・ガバナンス体制(模式図)】

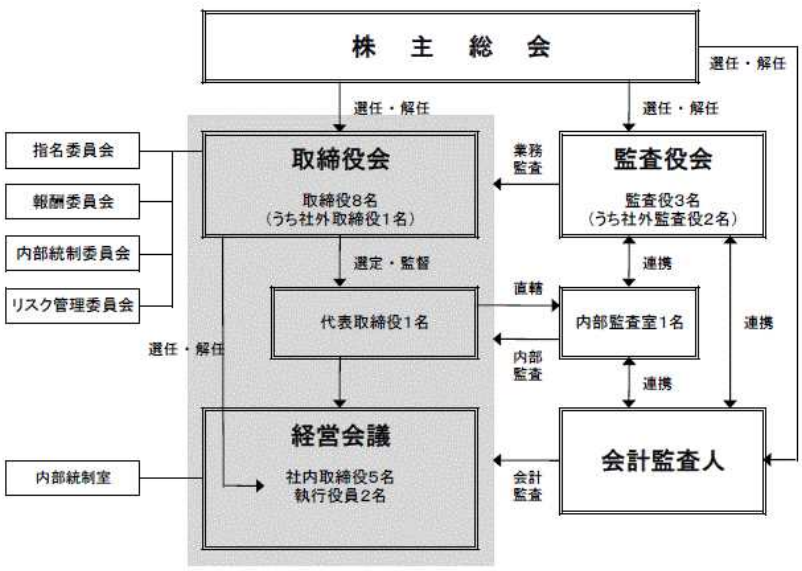

【当社の適時開示体制の概要（模式図）】

